

## 高松市ふるさと納税支援業務委託提案公募要領

高松市ふるさと納税支援業務に係る提案公募の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 1 目的

本要領は、専門的な知識及び技術を要する本業務について、高松市と契約を締結する相手方を決定するために行う提案公募について、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

高松市ふるさと納税支援業務

#### (2) 業務内容

「高松市ふるさと納税支援業務要求仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

※ 令和6年6月30日までは業務引継期間であり、寄附金の受け入れは令和6年7月から開始。

※ 当該事業に係る予算が市議会において承認された場合に、令和6年5月上旬を目途に業務委託契約を締結する予定である。

※ 翌年度以降に関連予算が成立しなかった場合は契約を解除する。

#### (4) 提案上限額

年間270,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

※ 提案上限額を超える提案については無効とする。

※ 寄附金額、寄附件数、条件等の詳細は要求仕様書のとおり。

### 3 参加資格要件

本提案公募に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21

条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

#### 4 スケジュール

実施内容	日時
提案公募の公告	令和6年3月 4日（月）
提案公募に対する質問の期限	令和6年3月19日（火）午後5時まで
提案公募に対する質問の回答	令和6年3月22日（金）
参加表明書等の提出期限	令和6年3月26日（火）午後5時まで
参加資格の決定・通知	令和6年3月28日（木）
提案書等の提出期限	令和6年4月12日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和6年4月下旬頃（予定）
審査結果通知及び契約締結	令和6年5月上旬頃（予定）

#### 5 参加表明書等の提出

##### (1) 提出資料

提案公募に参加を希望する者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することができない。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額が無い旨の証明書

エ 本店所在地の市町村等が発行する未納税額が無い旨の証明書

オ 高松市税についての滞納無証明書（高松市に事業所等がある場合に限り。）

※ ウ～オの書類は写しを可とする。ただし、発行後3カ月以内のものであること。

※ 令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、ウ、オの書類は提出不要とする。

##### (2) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

なお、消印有効でなく、提出期限必着とする。

##### (3) 提出先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局税務部納税課ふるさと納税推進係

(4) 提出期限

令和6年3月26日(火)午後5時まで(必着)

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。(市役所閉庁日を除く。)

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

## 6 質問及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問は、質問書(様式3)を使用し、「高松市ふるさと納税支援業務に係る提案公募について」という件名にて、電子メールで提出すること。

なお、電話及び口頭、持参、FAXによる質問は受け付けない。

(2) 送付先

高松市財政局税務部納税課ふるさと納税推進係

E-mail: nouzei@city.takamatsu.lg.jp

(3) 質問受付期間

令和6年3月19日(火)午後5時まで

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、高松市ホームページで公開する。

## 7 参加資格の審査結果の通知

参加表明書等の受付締切後、参加資格の審査を行い、参加資格の有無について、令和6年3月28日(木)に電子メールで連絡する。

## 8 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出すること。

## 9 提案書、提案価格積算書等の提出

(1) 提出書類

参加資格を有する旨の通知があった者は、次のア～エまでの書類を提出すること。

ア 提案書(様式4)

イ 企画提案書

要求仕様書及び評価基準書を参照し、次の事項に関する企画提案書を作成すること。

① 業務実績・業務執行体制について(様式5に記載すること。)

② ポータルサイトの構築・更新・管理等について

③ 返礼品の出荷・配送管理について

④ 返礼品の開発・開拓について

⑤ PR・プロモーションについて

⑥ 独自提案について

※ 様式については下記書式を遵守していれば、自由とする。

- ・ 用紙サイズ：A 4 判（向きは縦・横自由）
- ・ 文字サイズ：10.5 ポイント以上
- ・ 印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
- ・ ページ数：20 ページ以内（表紙・目次は除く）
- ・ 記号、略称等の使用：初出の箇所に記号、略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるように配慮すること。

ウ 見積書（様式6）

エ 見積積算書（様式7）

提案上限額を超えない金額とし、業務項目ごとの率・単価・金額（消費税及び地方消費税込額。）内容を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部・副本7部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

なお、消印有効でなく、提出期限必着とする。

(4) 提出先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局税務部納税課ふるさと納税推進係

(5) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時

## 10 プレゼンテーションの実施

選考に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施予定時期

令和6年4月下旬を予定。

※ 詳細な実施日時及び会場については、提案の有資格者に通知する。

(2) 所要時間

1事業者当たり40分（提案書説明20分、質疑応答20分）

## 11 審査・受託予定者決定方法

(1) 審査

評価基準書に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について

の審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を本業務の受託予定者として、契約締結に関する交渉を行う。ただし、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方とし、交渉を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、提案公募に参加した事業者にも文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

## 12 契約

受託予定者と当該業務について協議を行い、改めて見積書を徴収する。その後、契約書を作成し、契約を締結する。

- (1) 内容：契約の詳細については、仕様等協議の上で確定する。
- (2) 契約方法：随意契約
- (3) 契約保証金：要する。ただし、高松市契約規則第24条のいずれかに該当する場合は免除とする。
- (4) 支払条件：完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。

## 13 決定の取消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者にも、次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「12契約」の協議が不調となった場合

## 14 提案公募の中止等

本市が、やむを得ない理由等により、提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責めを負わない。

## 15 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、

借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、高松市財政局契約監理課ホームページを参照すること。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html)

## 16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

## 17 その他

- (1) 本提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書等の内容変更等は一切認めない。
- (4) 提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しない。
- (5) 提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできないこととする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。ただし、必要最低限の点数（総点数の5割）を得られなかった場合、本提案公募は無効とする。

## 18 担当部署及び問い合わせ先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市財政局税務部納税課ふるさと納税推進係

TEL：087-839-2224

E-mail：nouzei@city.takamatsu.lg.jp